

令和6年第10回金沢市農業委員会総会

議 事 録

- 1 日 時 令和6年10月28日（月）午後3時～午後4時
- 2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室
- 3 議 件 「令和6年第10回金沢市農業委員会総会議案書」
のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり
(農業委員18名、農地利用最適化推進委員9名、
事務局3名)
- 5 議 事 別紙のとおり

令和6年第10回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

農業委員

	委員氏名	出欠
1	中田 久志	○
2	井口 栄市	○
3	東 穰	○
4	東中 守	○
5	新田 涼子	○
6	山口 範子	○
7	二口 和忠	○

	委員氏名	出欠
8	福井 伸一	○
9	田辺 善郎	×
10	松平 裕喜	○
11	庄田 純一	○
12	下村 繁之	○
13	五坊 隆一	○
14	山川 叔枝	○

	委員氏名	出欠
15	奥村 明義	○
16	北本 久一	○
17	鮎岡 裕	○
18	小林 博紀	○
19	川端 満	○

出席 18名

欠席 1名

計 19名

農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠
1	山下 一	○
2	高村 雅一	○
3	山岸 良一	○
14	堀越 一彦	○

	委員氏名	出欠
5	北山 新一	○
6	山村 哲夫	○
7	中村 義昭	○
8	菊知 亮	○

	委員氏名	出欠
9	吉本 尚紀	○

出席 9名

欠席 名

計 9名

農業委員会事務局

	氏名・役職
1	長田事務局長
2	山口事務局次長

	氏名・役職
3	山主任主事

	氏名・役職

別紙

事務局長	<p>定刻となりましたので、令和6年第10回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p>
	(憲章の唱和)
事務局長	<p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p>
会 長	(会長挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、これより農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ18名であります。</p> <p>よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は9名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、新田委員と、山口委員を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。</p> <p>農地部門、農政部門に関する議事につきましては、それぞれ農地小委員会、農政小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方がよいと思われませんがいかがでしょうか。</p>
	(異議なしの声)

会 長	<p>ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。 それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。 川端副会長、議長をお願いします。</p>
川端副会長	<p>円滑な議事の進行に努めたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、お手元の議案書をご覧ください。</p> <p>最初に、令和6年第9回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>令和6年第9回総会での議決事項に関する事務処理状況について、ご報告いたします。</p> <p>農地法第3条許可申請1件については、9月25日付けで許可書を交付しております。</p> <p>農地法第5条許可申請1件については、9月25日付けで知事あてに送付し、10月21日付けで許可書が交付されております。</p> <p>相続税の納税猶予に関する適格者証明願1件については、9月25日付で証明書を交付しています。</p> <p>非農地証明願3件については、9月25日付で証明書を交付しております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画については、10月11日付けで公告しております。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につい</p>

て、ご説明いたします。

議案書は1ページから2ページです。

今回、金城地区、粟五地区、潟津地区、川北地区、浅川地区、薬師谷地区、大徳地区から各1件、合計7件の申請がありました。

番号1は、野田町の案件で、観葉植物の栽培を目的として新規に就農を開始するため、賃借権を設定するものです。

番号2は、大野町の案件で、所有者からの贈与を受ける譲受人が、自家消費野菜の生産を目的として新規に就農を開始するため、所有権を移転するものです。

番号3は、大河端町の案件で、経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。

番号4は、東蚊爪町の案件で、内灘町に耕作実績のある就農者が、露地野菜の生産を目的として、金沢市において新規に就農を開始するため、所有権を移転するものです。

番号5は、銚子町の案件で、経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。

番号6は、福畠町の案件で、自家消費野菜の生産を目的として新規に就農を開始するため、所有権を移転するものです。

番号7は、普正寺町の案件で、経営規模の拡大のため、賃借権を設定するものです。借受人は、金沢農業大学の修了生です。

申請地の現況は全て田または畑であり、譲受人及び借受人の耕作状況等についても問題ありません。

以上、7件で、面積は合計8,814㎡です。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

川端副会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。

	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおりに許可することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおりに許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は3ページです。地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、川北地区から1件の申請がありました。</p> <p>番号1は、木越町の案件で、所有権の移転を伴う駐車場への転用申請です。農地の区分は、上・下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道区域で、500m以内にみずきこども園と瑞樹西公園があることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。</p> <p>以上、1件で、面積は合計510㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。質疑に入る前に申請案件について現地調査を行っておりますので、山岸委員から調査結果をご報告願います。</p>
山岸委員	<p>10月21日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。</p>
川端副会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて、地区担当委員による現地調査について、事務局から報告願います。</p>

事務局	<p>地区担当委員の五坊委員には、別途、現地調査を行っていただき、申請書のとおりであることを確認いただいております。</p>
川端副会長	<p>それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおりに許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおりに許可することが相当であると決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は4ページから5ページです。</p> <p>本件は、金沢市から、農用地利用集積等促進計画案について、同法第19条第3項の規定により、本委員会に意見を求められているものです。</p> <p>潟津地区から3件の申し出がありました。</p> <p>契約期間が10年の新規設定の申し出について、賃借権の設定が2件、使用貸借による権利の設定が1件ありました。</p> <p>以上、3件で、面積は合計10,201㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>

	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定については、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第3号は、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することに決定いたします。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第7号及び報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>報告第1号及び第2号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は6ページから12ページです。</p> <p>届出件数は、第4条が7件で、面積は合計3,227㎡、第5条が18件で、面積は合計7,645㎡です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は13ページです。</p> <p>届出件数は1件、解約理由は借受人が離農したためで、面</p>

	積は 37 m ² です。
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、ご報告いたします。 議案書は 14 ページから 24 ページです。 届出件数は 13 件で、面積は合計 39,407.43 m ² 、取得事由はいずれも相続で、番号 2, 3, 4 については、あっせんの希望がありましたので、地区担当委員の山村委員があっせんできる農地かどうか、現況確認を行っています。
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可について、事務局から報告願います。
事務局	報告第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可について、ご報告いたします。 議案書は、25 ページ及び 26 ページです。 権利設定に関して、川北地区で 2 件、崎浦地区で 1 件あり、面積は合計 6,715 m ² です。賃借権を設定する、契約期間が 10 年の新規設定が 2 件、使用貸借による権利を設定する、契約期間が 10 年の新規設定が 1 件です。
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関し

	<p>て、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。</p> <p>慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これにて議長を交替いたします。</p>
会 長	<p>川端副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>引き続きまして、農政部門の議案審議に入ります。</p> <p>小林副会長、議長をお願いします。</p>
小林副会長	<p>委員各位のご協力のもとに、会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議案第4号 金沢農業・農村総合振興計画に位置づけた施設の検証結果（案）に関する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第4号 金沢農業・農村総合振興計画に位置づけた施設の検証結果（案）に関する意見決定についてご説明いたします。</p> <p>議案書は、1ページから6ページです。</p> <p>本件は、金沢農業・農村総合振興計画において地域の農業の振興に必要な施設と位置づけられたものについて、定期的にその効用について検証する必要があることから、検証結果（案）に関する意見を金沢市から求められているものです。</p> <p>土地改良事業等の完了後、8年を経過していない農地については、農用地区域から除外することは原則できませんが、この計画に位置づけられた場合、除外することができます。</p> <p>番号1は、大浦町地内の農家住宅と農家分家住宅で、令和2年8月に建設が完了しています。検証結果（案）については、記載のとおりです。</p>

	<p>番号2は、二日市町地内の農家分家住宅で、令和2年12月に建設が完了しています。検証結果（案）については、記載のとおりです。</p> <p>番号3は、今町地内の農家分家住宅で、令和3年12月に建設が完了しています。検証結果（案）については、記載のとおりです。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
小林副会長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>（質問なし）</p>
小林副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第4号 金沢農業・農村総合振興計画に位置づけた施設の検証結果（案）に関する意見決定については、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p>
	<p>（異議なしの声）</p>
小林副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第4号は、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することに決定いたします。</p> <p>以上で、農政部門の案件は終了いたしました。</p> <p>委員各位のご協力に感謝を申し上げ、議長を交替いたします。</p>
会 長	<p>小林副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>（資料に基づき、内容説明）</p>
会 長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>（質問なし）</p>
会 長	<p>それでは最後に、10月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説</p>

	明をお願いします。
各委員	(各委員から報告)
会 長	ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	ほかに何かありますでしょうか。 なければ、これで会議を終了させていただきます。 委員の皆さん、ありがとうございました。
事務局長	井口会長、ありがとうございました。 それでは、最後に、二口副会長に閉会のご挨拶をお願いいたします。
二口副会長	(副会長挨拶)
事務局長	二口副会長、どうもありがとうございました。 委員の皆様には、本日はご苦勞様でした。以上で、散会といたします。